

平成20年度3月補正予算編成方針について

1 補正予算の編成方針について

- (1) 歳入超過，歳入欠陥または不用額が生じる見込みのあるもので，歳入または歳出の事項において，その額が3,000千円程度を超え，かつ，補正することが適当と判断されるもの
- (2) 年度内に補正しないと予算執行上支障を生じるもの
- (3) 起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの
- (4) 年度内の完成が困難な事業の繰越明許費の予算措置が必要なもの
- (5) 補助内示等に伴い，債務負担行為の補正が必要なもの
- (6) 国の補正予算に伴い，予算補正を必要とするもの
- (7) 国・県の施行事業に対する地元負担金のうち，事業が終了しているもので予算補正を必要とするもの。ただし，国の補助事業で，起債を伴う場合は，事業が終了していないものでも予算補正するものとし，県に合わせ繰越明許費の予算措置も行うこと。